

合併入札に関する留意事項

1. 合併入札とは

履行期間が同一で関連性のある複数の請負契約を同一の者と契約する場合において、当該複数の請負契約に係る競争入札を一つの案件として執行し、契約書を内訳書に基づき分割して締結する入札方式である。

2. 合併入札における入札書の記入について

入札書は1枚とし、入札金額には市税等賦課徴収管理業務委託内訳書（以下、「委託内訳書」という。）の各業務区分における月額の内訳金額（税抜き）（1）、（2）、（3）を合算した総額（A）を記入し、その金額により落札者を決定する。

※各業務区分の月額の内訳金額の算出方法

- ・業務区分（1）市民税等賦課事務業務、（2）市税等納付案内業務、（3）市税口座振替・還付振込・市税等納付催告業務の各仕様書に基づき、履行期間の総額をそれぞれ積算し、36か月で除した額を内訳金額とする。
- ・上記の内訳金額は、消費税等を含まない額とする。
- ・委託内訳書の同封による提出がない入札、委託内訳書に不備がある入札、又は入札書記載金額と委託内訳書総額（A）に相違がある入札は無効とする。

3. 契約金額について

- ・業務委託契約書 市民税等賦課事務業務
上記2の月額の内訳金額（1）の金額とする。
- ・業務委託契約書 市税等納付案内業務及び市税口座振替・還付振込・市税等納付催告業務
上記2の月額の内訳金額（2）、（3）の合計額とする。

※契約金額は、月額の内訳金額に当該金額の10%に相当する額を加算するものとする。但し、端数は円未満切捨とする。

4. 落札者の決定

- ・合併入札による落札者は、入札比較価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。
- ・但し、各業務区分のいずれかの内訳金額が当該業務の内訳限度額を上回る価格の場合、当該入札は失格とする。